

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成30年6月13日 18時40分ごろ
発生場所	香川県高松市小槌島北北東方沖（備讃瀬戸東航路第1号灯浮標） 小槌島灯台から真方位019° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 24.9′ 東経133° 55.8′）
事故の概要	引船 ^{ひで} 秀丸は、はしけ ^{ケー} Ⓚ813及びはしけ ^{きた} 北1001（大栄丸）をえい航して西南西進中、えい航索が灯浮標と接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	平成30年8月2日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 秀丸、19トン 260-36356大阪、新興海運有限会社 B はしけ Ⓚ813、総トン数等不詳（全長40m） なし、福山海運株式会社 C はしけ 北1001（大栄丸）、総トン数等不詳（全長41m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 航海士A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C なし 灯浮標 頭標の脱落等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮流 西流約2.2ノット
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aが乗り組み、えい航索でB船、C船の順に接続し、全長約188mとなった引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して備讃瀬戸東航路（以下「本件航路」という。）を西南西進中、変針予定場所に至り、航海士Aが左舵を取ったところ、右方に振れたえい航索が備讃瀬戸東航路第1号灯浮標（以下「第1号灯浮標」という。）に接触した。
分析	A船引船列は、本件航路を西南西進中、変針予定場所に至った際、第1号灯浮標を安全に通過する距離が不足した状態で左舵を取ったことから、右方に振れたえい航索が第1号灯浮標に接触し、第1号灯浮標が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、本件航路を西南西進中、変針予定場所に

	<p>至った際、第1号灯浮標を安全に通過する距離が不足した状態で左舵を取ったため、右方に振れたえい航索が第1号灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ えい航中、転針する際、えい航物件の振れを考慮し、灯浮標等を安全に通過する距離を確保すること。